

ID: 265

担当部署: 建設課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例 第3条		
例規番号	平成17年条例第157号		
<p>【根拠条文】 (分担金被徴収者の範囲) 第3条 分担金は、事業の施行により特に利益を受ける者(以下「受益者」という。)から徴収する。</p> <p>【基準】 根拠条文及び第4条の規定による。 (分担金の額等) 第4条 受益者から徴収する分担金の額は、事業に係る経費の10,000分の25とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日